

14 「本事業」において、建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に定める規模の対象建設工事に該当しない場合においても特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施にあたって、建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律に準じ、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第42条（本施設の建設に伴う近隣対策等）

- 1 乙は、自己の責任及び費用において、騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚染、臭気、電波障害その他「本工事」が近隣住民の生活環境に与える影響を調査し、合理的に要求される範囲内で近隣対策を実施するものとする。この場合において、乙は、甲に対して、当該近隣対策の実施前及び実施後の調査内容及び結果を報告しなければならない。
- 2 甲は、「入札説明書等」において乙に提示した条件について、甲の責めに帰すべき事由に対する近隣住民等の要望活動・訴訟に起因し、「本施設」の「施設費」、「維持管理・運営費」に係る増加費用が生じる場合は、当該増加費用（合理的な金融費用を含む。）を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については甲が乙と協議により定めるものとする。
- 3 前項以外の近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する「本施設」の「施設費」、「維持管理・運営費」に係る増加費用については、「事業者」が負担するものとする。

第43条（工事等における第三者の使用等）

- 1 乙は、「建設企業」が「本施設」の建設工事の一部を第三者に委託し、又は「下請負人」を使用することを承諾できるものとする。
- 2 乙は、「建設企業」による第三者又は「下請負人」の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責に帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、「事業者」の責めに帰すべき事由とみなす。
- 3 乙は、建設業法第24条の7及び「業務要求水準書」に基づく施工体制台帳及び施工体系図の写しを甲に提出するものとし、その内容を変更したときは、速やかにかかる変更について甲に通知するものとする。
- 4 甲は、必要と認めた場合には監理技術者又は主任技術者の設置の状況、その他工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの確認を行うことができるものとする。
- 5 甲は、第1項により「建設企業」が使用する第三者又は「下請負人」で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 6 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項についての措置を決定し、請求を受けた日から○日以内に甲に通知し、確認を受けなければならない。

第44条（工期の変更）

乙の責めに帰すことの出来ない事由により工期を変更する必要が生じ、乙が甲に工期の延長を請求した場合、甲及び乙間で協議を行い、延長期間を決定する。ただし、甲と乙間で協議が整わない場合には、甲が合理的な延長期間を定め、乙はこれに従うものとする。

第45条（工期の延長による費用負担）

- 1 甲の責めに帰すべき事由により、「引渡日」までに乙から「本施設」の引渡しがなされない場合、甲は、「引渡日」から実際に「本施設」の引渡しがなされた日までの期間（両日を含む。）において、乙が負担した合理的な増加費用（合理的な金融費用を含む。）について負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、甲が乙と協議により定めるものとする。この場合において、甲は遅延利息を負担しないものとする。
- 2 前項の場合において、甲の故意又は過失により乙に対して違法に損害を与えたときは、乙の甲に対する損害賠償請求を妨げないものとする。
- 3 乙の責めに帰すべき事由により、「引渡日」までに乙から甲に対する「本施設」の引渡しがなされない場合、乙は、甲に対して「引渡日」から実際に「本施設」の引渡しがなされた日までの期間（両日を含む。）において、「施設費」相当額につき年5%の割合で計算した遅延損害金を支払うものとする。
- 4 甲及び乙の責めに帰さない事由により、「引渡日」までに「事業者」から甲に対する「本施設」の引渡しがなされない場合、甲及び乙間の協議のもとで定められた負担割合によって各自が増加費用を負担するものとする。

第46条（工事の中止）

- 1 甲は、必要と認めた場合には、乙に対して「本工事」の中止の理由及び内容を記載した書面を交付して、「本工事」の全部又は一部の施工を一時中止させることができるものとする。
- 2 甲は、前項により「本工事」の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、必要と認めた場合には、「引渡日」若しくは「施設費」を変更し、又は「本工事」の施工の一時中止が乙の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、乙が「本工事」の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他「本工事」の施工の一時中止及びその続行に起因して合理的な増加費用（合理的な金融費用を含む。）が生じるときは、甲が当該費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、甲が乙と協議により定めるものとする。

第47条（業務要求水準書の変更）

- 1 甲は、「業務要求水準書」の変更が必要であると認めるとき（第31条第4項及び第32条第4項に定める協議による場合を除く。）は、「業務要求水準書」の変更内容を記載

した書面を乙に通知し、その変更を求めることができる。この場合において、乙は、甲から当該書面を受領した日から〇日以内に、甲に対して、その「業務要求水準書」変更に伴う措置、「引渡日」の遅延の有無、「施設整備費」及び「維持管理・運営費」の変動の有無を検討し、甲に書面により通知しなければならない。

- 2 甲又は乙は、技術革新等により「施設整備費」の減額を目的とした「業務要求水準書」の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときは、相手方に対して書面により「施設整備費」の減額方法を通知し、当該方法の採用の可否について協議を行うものとする。
- 3 前項の甲と乙の間における協議が整わない場合は、甲が合理的な変更案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。
- 4 乙は、第1項に定める変更の請求、第31条第4項及び第32条第4項に定める協議により、「業務要求水準書」の変更に伴う措置を検討するにあたり、「引渡日」の遅延、「施設整備費」及び「維持管理・運営費」の増加が予想される場合にあっては、これらの遅延の期間及び費用の増加が最小限となるように検討しなければならない。
- 5 甲は、乙による第1項の検討結果をふまえ、「業務要求水準書」の変更の可否を決定し、乙に通知するものとし、乙は、かかる甲の「業務要求水準書」変更の通知に従うものとする。
- 6 甲は、第4項によっても、なお乙に増加費用が発生する場合は、乙と協議を行うこととし、甲がその増加費用（合理的な金融費用を含む。）を負担するものとする。また、「引渡日」の遅延が見込まれる場合は、甲は乙と協議の上、「引渡日」を変更することができるものとする。ただし、「引渡日」は平成〇年〇月〇日を超えないものとする。

第48条（臨機の措置）

- 1 乙は、災害防止等のために必要があると認めるときは、「建設企業」をして、臨機の措置をとるものとする。この場合において、乙はその措置の内容をあらかじめ甲に通知するものとする。ただし、緊急やむをえない事情があるときは、この限りではない。
- 2 前項の場合において、乙は、そのとった措置の内容を甲に速やかに通知しなければならない。
- 3 甲及び乙は、乙が「不可抗力」に起因して第1項に定める措置をとった場合は、当該措置により生じた合理的な費用を別紙 に記載する「不可抗力による費用分担」に定める方法により負担する。

第49条（建設工事期間中に事業者が第三者に及ぼした損害）

- 1 乙は、乙の責めに帰すべき事由により「本工事」の施工に関し、第三者に損害を及ぼした場合は、直ちに甲に報告し、乙が損害を賠償しなければならない。

- 2 甲は、「業務要求水準書」に基づき「本工事」の施工について甲の提示した条件により第三者に損害が生じた場合は、その損害（第18条第1項に基づき付された保険によりてん補された部分を除く。）は甲が負担する。ただし、「本工事」の施工に伴い避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、臭気の発生等により第三者に損害が発生したときは、乙がその損害を負担しなければならない。

第50条（発注者による説明要求及び建設現場立会い等）

- 1 乙は、甲から「本工事」の実施状況等についての質問を受けた当該質問を受領した日を含めて○日以内に、甲に対して回答を行わなければならない。
- 2 甲は、建設工事期間中、前項に定める乙からの回答に合理性が無いと認めた場合その他「本工事」の施工状況に疑義がある場合において、必要があると判断したときは、随時、「本工事」の施工状況を実地にて確認を行うことができる。なお、実地確認に伴う人員、機材、費用の負担は乙とする。

第51条（完成等に係る許認可等の取得）

- 1 乙は、「本施設」の完成に伴い必要となる一切の申請及び届出を行わなければならない。
- 2 乙は、検査済証の交付を受けた場合はその写しを甲に提出するものとする。

第4節 工事監理

第52条（監理業務）

- 1 乙は、「監理企業」をして、本契約、「業務要求水準書」及び「事業計画書」に従い、「業務要求水準書」に定める工事監理、「関連工事」との調整を実施させるものとする。
- 2 乙は、「本工事」の着手前に、「資格確認資料」に記載した工事監理者及び主任技術者を決定し、甲に通知するとともに確認を得なければならない。
- 3 乙は、「本工事」の着手前に、「本工事」に係る「要求性能確認計画書」を作成し、甲に提出して確認を受けなければならない。
- 4 乙は、工事監理者及び主任技術者をして、「要求性能確認計画書」に基づき「建設業務」を監理し、要求水準を満たしていることを確認するとともに、その確認に関する記録を作成し、甲に毎月【○日】までに提出する。
- 5 乙は、工事監理及び「関連工事」との調整に関する記録を作成し、甲に毎月提出する。

第5節 本施設の完成及び引渡し

第53条（事業者による事業者完成検査）

- 1 乙は、乙の費用負担において「本施設」の事業者完成検査を行わなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、乙が前項の事業者完成検査を行う〇日前までに、当該検査を行う旨を記載した書面を提出するものとする。
- 3 乙は、第1項の事業者完成検査において、「建設業務」に係る「要求性能確認計画書」により「本施設」が「業務要求水準書」、「事業計画書」及び「実施設計書」に従い要求水準が達成されているか否かについて検査し、完成届を発注者に提出する。

第54条（発注者による完成検査及び完成通知書の交付）

- 1 甲は、前条第3項の規定による完成届の提出を受けた日から〇日以内に、「監視職員」、乙及び工事監理者の立会いの上検査を実施し、「業務要求水準書」、「事業計画書」及び「実施設計書」のとおり「本工事」が完成していることを確認したときは、完成通知書を乙に交付しなければならない。
- 2 甲は、前項の場合において、「建設業務」及び「監理業務」の実施に疑義があると認められるときは、その理由を乙に通知して、「本施設」を最小限度破壊して検査することができる。
- 3 甲は、前項に規定する検査の実施を理由とする「本施設」の建設の全部又は一部についての責任を一切負担しないものとする。
- 4 甲は、第1項の検査の結果、「本施設」が「業務要求水準書」、「事業計画書」及び「実施設計書」の内容を逸脱していることが判明した場合、乙に対してその是正を求めることができ、乙は直ちに修補して第1項に定める検査を受けなければならない。
- 5 乙は、第1項の検査又は第2項の破壊の復旧に要する費用及び前項の是正に要する費用を負担しなければならない。

第55条（本施設の引渡し）

- 1 甲は、前条第1項の完成通知書を交付し、乙が「業務要求水準書」及び「事業計画書」に記載された内容の「維持管理・運営業務」を実施できうる体制にあることを確認した後、「引渡日」において、乙から引渡書の提出を受け、「本施設」の引渡しを受けるものとする。
- 2 甲は、乙から「本施設」の引渡しを受けたときは、目的物引渡受領書を乙に交付するものとし乙からの引渡しを受けるとする。
- 3 第1項及び第2項による引渡しにより、「本施設」の所有権を甲が取得するものとし、引渡しは乙の「本施設」の完成から〇ヶ月以内に未使用にて行われるものとする。

第56条（部分使用）

- 1 甲は、「本施設」の「引渡日」前においても、「本施設」の全部又は一部を乙の承諾を得て使用することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 甲は、第1項の規定により「本施設」の全部又は一部を使用したことによって乙において費用又は損害が生じたときは、それらを負担するものとする。

第57条（瑕疵担保）

- 1 甲は、「本施設」に瑕疵があるときは、乙に対して、相当の期間を定めて、当該瑕疵の修補を請求し、乙は自らの責任と費用負担により当該修補を実施しなければならない。ただし、当該瑕疵が重要なものではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は修補の請求に代えて乙に対して損害賠償を請求する。
- 2 乙は、前項本文に定める瑕疵の修補を完了したときは、甲による「業務要求水準書」、「事業計画書」及び「実施設計書」のとおり修補が完成していることの検査を受けなければならない。
- 3 第1項による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第55条に基づき「本施設」の引渡しを受けた日から〇年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は〇年間とする。
- 4 甲は、「本施設」の引渡しを受ける際に、当該引渡しに係る「本施設」に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、直ちに、乙に書面によりその旨を通知しなければ、当該瑕疵の修補又は当該瑕疵に関する損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙が当該瑕疵を知っていたときは、この限りでない。

第4章 本施設の維持管理・運営に関する事項

第58条（維持管理・運営業務）

- 1 乙は、「維持管理・運営企業」をして、本契約、「業務要求水準書」及び「事業計画書」に従い「維持管理・運営業務」を実施させるものとする。
- 2 乙は、「維持管理・運営業務」を実施する場合には、「業務要求水準書」及び「事業計画書」に従い善良な管理者の注意をもって実施しなければならない。
- 3 乙は、「供用開始日」前に、「業務要求水準書」に定める「業務計画書」を作成し、甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、「供用開始日」前及び各事業年度開始日前に「年度実施計画」を作成し、甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、維持管理・運営期間において、別紙 に記載する書類等を作成し、適宜甲に提出

しなければならない。

- 6 乙は、甲と調整の上、「本施設」の「共用部分」に係る消防計画の作成及び修正を行うとともに、共同防火管理に係る協議を行うものとする。
- 7 乙は、「関連する業者等」の行う業務が「維持管理・運營業務」の実施に関連する場合は、「維持管理・運営企業」をして、当該業務との調整業務を行わせるものとする。

第59条（維持管理・運営関連資料の貸与）

- 1 甲は、「維持管理・運営期間」中、「貸与図面等」を乙に貸与するものとする。
- 2 乙は、「貸与図面等」を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、本契約の終了後に甲へ速やかに返却するものとする。
- 3 乙は、「維持管理・運營業務」の実施により必要となる「貸与図面等」の更新を図るものとし、乙は、「貸与図面等」の更新を図った場合には、当該更新内容について甲の確認を受けるものとする。

第60条（維持管理・運営等における第三者の使用等）

- 1 乙は、「維持管理・運営企業」が「維持管理・運營業務」の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを承諾できるものとする。
- 2 乙は、前項の定めるところにより第三者を使用する場合は、第三者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により甲に通知するものとし、甲の確認を受けなければならない。なお、当該第三者を変更しようとするときも同様とする。
- 3 乙は、「維持管理・運営企業」による第三者の使用に関する一切の責任を負うものとし、これらの責に帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんを問わず、乙の責に帰すべき事由とみなす。

第61条（使用人に関する事業者の責任）

- 1 乙は、「維持管理・運営企業」が「維持管理・運營業務」の実施につき用いた使用人による業務上の行為については、一切の責任を負うものとする。
- 2 乙は、「維持管理・運営企業」が「維持管理・運營業務」の実施につき法令で資格の定めのある業務に従事させる使用人については、その氏名及び資格その他当該業務の遂行につき必要不可欠な事項について甲に通知し、甲の確認を受けなければならない。なお、当該使用人を変更したときも同様とする。
- 3 乙は、前項に定めのある使用人以外の使用人については、甲の請求があるときは、その氏名その他当該業務の遂行につき必要不可欠な事項を甲に通知しなければならない。

第62条（業務要求水準書の変更）

- 1 甲は、本契約及び「維持管理・運營業務委託契約」に基づき「業務要求水準書」に定める「維持管理・運營業務」に係る条件を変更しようとするときは、あらかじめ乙に対し

て変更の理由を通知し、乙と協議しなければならない。

ただし、甲と乙の間において協議が整わない場合、甲が合理的な変更案を定めるものとし、乙はこれに従わなければならない。

- 2 甲は、乙の発案により「業務要求水準書」に定める条件を変更することが合理的であると判断した場合は、乙と協議の上、「業務要求水準書」を変更するものとする。

第63条（費用の負担）

- 1 甲は、前条に定める「業務要求水準書」の変更により、乙の「維持管理・運營業務」に要する費用が増加する場合には当該増加費用を負担し、当該業務に要する費用が減少する場合には当該減少費用相当額を「維持管理・運営費」から減額するものとする。
- 2 甲の責に帰すべき事由により、乙が「維持管理・運營業務」を実施することができなかった場合には、その業務を実施しなかったことによる「業務要求水準」の低下を理由として、甲は「維持管理・運営費」の減額を行ってはならない。
- 3 甲は、前項の場合において乙に生じた追加費用及び損害を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、甲が乙と協議により定めるものとする。
- 4 第三者の過失等によって、本施設が損傷を被った場合、乙は付保する保険および同等の措置にかかる費用を負担しなければならない。それを超える費用については甲が負担するものとする。

第64条（臨機の措置）

- 1 乙は、「維持管理・運營業務」の履行にあたり、事故が発生したとき又は事故が発生するおそれのあるときは、甲と乙が協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、乙の判断により臨機の措置をとるものとする。
- 2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置の内容を遅滞無く甲に通知しなければならない。
- 3 甲は、事故防止その他業務上特に必要があると認められるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 乙が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、乙による一般的な管理行為に属するものとして当然に「維持管理・運営費」に含めることが適当でないと認められる部分については、甲が当該部分に相当する合理的な費用（合理的な金融費用を含む。）を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、甲が乙と協議により定めるものとする。

第65条（損失負担）

- 1 乙は、「維持管理・運營業務」の実施について、「関連する業者等」に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、損害（第18条第1項に基づき付された保険によりてん補され

た部分を除く。)を賠償しなければならない。

- 2 乙は、「維持管理・運營業務」の実施により第三者に損害を与えたとき(当該業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に損害を及ぼしたときを含む。)は、直ちに甲に報告し、その損害(第18条第1項に基づき付された保険によりてん補された部分を除く。)を賠償しなければならない。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由によるときはその限度において乙が甲に求償できるものとする。
- 3 乙は、乙の責めに帰さない事由による損害については、第1項の規定による賠償の責を負わない。

第66条 (PFI事業以外の施設等)の瑕疵による損失負担)

「PFI事業以外の施設等」の瑕疵によって、本事業の維持管理・運營業務の遂行に支障が生じた場合、本事業遂行に必要と合理的に認められる費用を甲が負担するものとする。

第5章 業績等の監視に関する事項

第1節 引渡日までの業績等の監視

第67条 (施設整備業務の監視)

甲は、「業務要求水準書」及び「事業計画書」に適合した「本施設」の適正かつ確実な整備を確保するため、別紙 に記載する「業績等の監視及び改善要求措置要領」に基づき、乙による「調査業務」、「設計業務」、「建設業務」、「監理業務」の「業績等」について乙からの報告を求め、それぞれの業務の実施状況及び業績「業績等」が「業務要求水準書」及び「事業計画書」に従い、「本施設」に係る「業務要求水準」を達成しないおそれのないこと又は達成していることの確認を行う。

第68条 (業務不履行に関する手続)

甲は、前条に定める「業績等」の監視の結果により、乙の整備する「本施設」が「業務要求水準書」及び「事業計画書」に定める「業務要求水準」を達成しないおそれがある、又は達成しないと判断した場合には、別紙 に記載する「業績等の監視及び改善要求措置要領」に基づき、乙に対して「調査業務」、「設計業務」、「建設業務」及び「監理業務」の改善要求措置を執るものとする。その場合の増加費用は「事業者」が負担するものとする。

第2節 引渡日以降の業績等の監視

第69条 (業績等の監視)

- 1 甲は、「業務要求水準書」及び「事業計画書」に適合した「本施設」の適正かつ確実な

維持管理及び運営の実施を確保するため、別紙 に記載する「業績等の監視及び改善要求措置要領」に基づき、乙による「維持管理・運営業務」の「業績等」について報告を求め、当該業務の「業績等」が「業務要求水準書」及び「事業計画書」に従い、「業務要求水準」を達成しないおそれのないこと又は達成していることの確認を行う。

- 2 甲は、前項の「維持管理・運営業務」のうち、「本施設」の「共用部分」を対象とした業務について、「業績等」の監視を行うものとする。

第70条（業務不履行に関する手続）

- 1 甲は、前条に定める「業績等」の監視の結果により、乙による「維持管理・運営業務」が「業務要求水準書」及び「事業計画書」に基づく「業務要求水準」を達成しないおそれがある、又は達成しないと判断した場合には、「業績等の監視及び改善要求措置要領」に基づき、乙に対して当該業務の改善要求措置を執るものとする。その場合の増加費用は乙が負担するものとする。
- 2 甲は、前項において「本施設」の「共用部分」を対象とした「維持管理・運営業務」については、必要な措置を執るものとする。

第6章 PFI事業費の支払に関する事項

第71条（施設整備費の支払）

- 1 甲は、第54条第1項に定める検査の結果をもとに「施設整備費」を、別紙 に記載する「PFI事業費の算定及び支払方法」に従い、乙からの請求書を甲が適法に受理した後、平成〇年〇月〇日までを第1回とし、その後毎年〇月〇日及び〇月〇日までに年〇回ずつ〇回払いで、乙に対して支払わなければならない。なお、当日が「休日」の場合はその前日までに支払うものとする。ただし、本契約の定めるところにより「引渡日」が平成〇年〇月〇日以降に変更となる場合は、「本施設」が実際に引渡された後に乙からの請求書を甲が適法に受理した日から〇日以内に第1回の支払を行うものとする。
- 2 前2項に定める「施設整備費」の各支払予定日までに、乙による「本施設」の甲への引渡しが行われていない場合、甲は、引渡しを受けるまでは前2項の支払をすることを要しない。
- 3 甲は、乙に対して、甲の責めに帰すべき事由により「本工事」に要する費用が増加した場合は、その増加費用を負担し、甲の指示、変更に起因して「本工事」に要する費用が減少した場合は、その減少費用を「施設費」から減額するものとする。ただし、甲は、「施設費」の増減に起因して乙が負担する合理的な増加費用（合理的な金融費用を含む。）を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、甲が乙と協議により定めるものとする。
- 4 甲は、第54条第1項に定める検査の結果、「本施設」が「事業計画書」又は「実施設

計画」のとおりでないと思われる場合は、「本施設」の「施設費」を減額するものとする。

- 5 甲は、前各項の定めにかかわらず、必要があると認めるときは、「事業者」と協議の上、「施設費」の繰り上げ弁済をすることができる。この場合に乙に生じた合理的費用（金融費用を含む。）は甲が負担する。

第72条（債務証明）

甲は、前条第2項に定める「施設整備費」の支払いについて、乙からの請求書を受領した後、直ちに支払う。

第73条（維持管理・運営費及びその他の費用の支払）

- 1 甲は、「維持管理・運営費」及び「その他の費用」を、別紙 に記載する「PFI事業費の算定及び支払方法」に従い、乙からの請求書を甲が適法に受理した後、平成〇年〇月〇日までを第1回とし、その後毎年〇月〇日及び〇月〇日までに年〇回ずつ〇回払いで、乙に対して支払わなければならない。なお、当日が「休日」の場合はその前日までに支払うものとする。ただし、本契約の定めるところにより「引渡日」が平成〇年〇月〇日以降に変更となる場合は、「本施設」が実際に引渡された

翌日から最初に到来する〇月〇日までの期間に相当する「維持管理・運営費」及び「その他費用」相当額を日割計算して算出し、第1回の支払を支払うものとする。

- 2 甲は、甲の責めに帰すべき事由により、「供用開始日」までに乙が「本施設」の「維持管理・運営業務」を開始できなかった場合、「本施設」の「維持管理・運営業務」を開始できないことに起因して乙に生じた合理的な増加費用（合理的な金融費用を含む。）のうち、「維持管理・運営費」及び「その他の費用」に係る費用を負担するものとし、当該費用の金額及び支払方法については、甲が乙と協議により定めるものとする。

- 3 甲は、乙の責めに帰すべき事由により「維持管理・運営業務」が「業務要求水準」を達成していない場合は、別紙 に記載する「業績等の監視及び改善要求措置要領」に基づき「維持管理・運営費」及び「その他の費用」を減額することができる。

第7章 契約の解除及び終了に関する事項

第1節 解除及び契約の終了

第74条（発注者の解除権）

- 1 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙が、正当な理由がなく、本契約に定める乙の義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

- 二 乙が、その責めに帰すべき事由により、「本施設」の「引渡日」から〇日以上が経過しても「本施設」を甲に引渡すことができないとき、又は引渡しの見込みが明らかでないとき。
- 三 乙が、その責めに帰すべき事由により、「本施設」の「供用開始日」から〇日以上が経過しても「本施設」の「維持管理・運營業務」を実施しないとき、又は実施する見込みが明らかでないとき。
- 四 乙が、「選定企業」をして、第35条第2項、第41条第5項、第52条第2項に掲げる者を設置しなかったとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 六 乙が、自らにかかる破産申立、会社更生手続開始、民事再生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始その他倒産法制上の手続について、自らの取締役会でその申立てを決議したとき又は自ら若しくはその他の第三者によりその申立てがなされたとき。
- 七 乙が、次条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 八 乙が、「維持管理・運營業務委託契約」に違反し、その違反によりこれらの契約の目的を達成することができないと認められるとき、又はこれらの契約が解除されたとき。
- 九 乙が、「本事業」の実施において「業務要求水準」を達成できず、かつ、改善措置を講じても「業務要求水準」を達成することができないとき。
- 一〇 「選定企業」が「本事業」の応募に関して重大な法令の違反をしたとき。
- 2 甲は、甲が政策変更等の理由により「本事業」を継続する必要がなくなった場合は、〇日以上前に乙にその理由を書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。
- 3 前項に伴う追加費用は、甲及び乙が協議の上、甲が負担するものとする。

第75条（事業者の解除権）

- 乙は、次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。
- 一 第49条の規定による「本工事」の施工の中止期間が工期の100分の50（工期の100分の50が〇日を超えるときは、〇日）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後〇日を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 二 甲が本契約に従って支払うべき「PFI事業費」及び「委託費」を支払い期限到来後〇日を過ぎても支払わないとき。
 - 三 甲が本契約に違反し、その違反によって本契約の履行が不可能となったとき。

第76条（法令変更又は不可抗力の場合の措置）

本契約の締結日から終了日までの間に、法令の変更又は「不可抗力」により次の各号に掲げる事項のうちいずれかに該当することとなった場合には、甲は乙と協議の上、第84条又は第87条に規定する措置をとることができるものとする。

- 一 乙による「本事業」の継続が不能となった場合
- 二 乙による「本事業」の継続に過分の費用を要する場合

第77条（違約金）

- 1 乙は、契約締結日から「引渡日」までの間に第74条第1項の各号のいずれかの規定により本契約を解除された場合において、「施設費」の100分の10に相当する額を違約金として甲から契約解除の通知を受けたら直ちに甲へ支払わなければならない。
- 2 乙は、「本施設」の「引渡日」以降に第74条第1項の各号のいずれかの規定により本契約を解除された場合において、本契約解除時点における「維持管理・運営費」及び「その他の費用」の残額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲の指定する方法で甲へ支払わなければならない。
- 3 甲は、第1項及び第2項の場合において、第11条の規定により履行保証保険契約が締結され、当該履行保証保険契約の保険金を受領した場合は、これをもって違約金に充当する。

第78条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

乙が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、本契約の鑑に記載された契約代金額（この契約締結後、契約代金額の変更があった場合には、変更後の契約代金額）のうち「PFI事業費」の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲の指定する方法で甲へ支払わなければならない。

- 一 本契約に関し、「選定企業」が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反し、又は「選定企業」が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が「選定企業」に対し、同法第49条第1項又は第54条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- 二 本契約に関し、「選定企業」（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

第79条（契約終了時の事務）

- 1 乙は、理由の如何を問わず本契約が解除又は終了した場合において、本契約の鑑に記載された事業場所に、乙又は「選定企業」が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、